

鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設指定管理者募集要項

令和8年7月

国 東 市

鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

指定管理者制度は、公の施設の管理を、民間の事業者の有する知識や経験を活用することにより、サービスの向上と経費の節減につなげようとするものです。

指定管理者の選定にあたっては、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 対象施設の概要

(1) 施設の名称：「鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設」(以下「鶴川拠点施設」という。)

(2) 施設の所在地：国東市国東町鶴川 1365 番地 1

(3) 施設の設置目的：国内・外国人観光客及びビジネスマン等、年間 200 万人とも言われる大分空港利用者をはじめ、九州・中国地方からの観光客等を国東市の中心部となる鶴川商店街周辺地域に誘導するための仕組みを構築し、多くの市外の方に利用されるだけではなく、地域に開かれた賑わいと雇用を創出する拠点として設置する。

(4) 施設の概要

ア デジタル交流ギャラリー：インターネットラジオスタジオ、カフェ、フリースペース、交流スペース、屋外トイレ

イ テレワーク施設：フリースペース、会議室、休憩室、食堂、キッチン、キッズルーム、コワーキングスペース、サテライトオフィス

ウ チャレンジショップ：キッチンスペース、フリースペース

(5) 事業概要（鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設設置及び管理に関する条例に掲げる事業）

ア 設置目的を達成するための業務に関する事業

イ 拠点施設の施設、設備及び器具の使用に関する事業

ウ 拠点施設の施設、設備及び器具の修繕に関する事業

エ その他市長が特に必要と認める事業

(6) 施設の使用収益見込

これまでの施設の使用収益実績については、別添の令和 5 年度～令和 7 年度鶴川拠点施設収支状況を参照してください。

3 管理の基準

指定管理者が管理業務を行うに当たり、次の事項を遵守すること。なお、詳細は管理業務仕様書を参照してください。

(1) 営業日、利用時間等は、管理業務仕様書のとおりとすること。変更を希望する場合は、市長の承認を得ること。

(2) 適切なサービスを行うこと。

(3) 指定管理者において緊急事態を想定した危機管理体制の整備や安全管理マニュアルを策定し、随時の従業員に対する研修や緊急事態等の対応についての訓練等により、事故防止や

安全管理の徹底を図ること。

(4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(5) 業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理業務を行うこと。

ア 鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設設置及び管理に関する条例及び鶴川商店街周辺
観光・交流拠点施設設置及び管理に関する条例施行規則

イ 国東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「指定手続条例」とい
う。）及び国東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下「指定
手続条例施行規則」という。）

ウ 国東市情報公開条例

指定管理者が施設の管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者
が管理しているものの公開については、別途指定管理者において情報公開規定を定めるな
どにより、適正な情報公開を行うこと。

エ 個人情報の保護に関する法律

指定管理者が施設の管理業務を通じて取得した個人情報の取扱いに関しては、漏えい、
滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理を行うほか、個人情報を保護するために
必要な措置を講じること（具体的には別途協定で定める。）。なお、個人情報の開示につい
ては、別途指定管理者において規程を定めるなどにより適正な取扱いに努めること。

オ 地方自治法（第244条、第244条の2）及び同法施行令

カ 労働関係法令

キ その他関連する法令

(6) 文書の管理・保存

指定管理者が、施設の管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書については、国
東市文書管理規定等に準じて、別途指定管理者において文書管理規定等を定め、適正な管理・
保存を行うこと。

(7) 事業計画書及び収支計画書の提出

毎年度3月までに、次年度の事業計画書及び収支計画書について、市と調整を図ったうえ
で、作成・提出すること。

(8) 事業報告書の提出

ア 業務報告書の提出

指定管理者は業務遂行の記録として、施設の清掃や機器点検、施設の利用状況、料金の
収納状況等を日報、月報等に記録し毎月末から起算して10日以内に業務報告書として市
に提出すること。

イ 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度（毎年4月1日から翌年3月31日に終わる年度をいう。以下同
じ。）事業終了後30日以内に管理業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金収入の実績
等、管理に要した経費等の収支状況の業務遂行の記録に基づき整理を行い、事業報告書と
して市に提出すること。

(9) その他

管理基準の細目については、市と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。

4 指定管理者が行う業務

(1) 管理業務（鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設設置及び管理に関する条例に掲げる業務）

- ア 施設等の使用許可に関する業務
- イ 施設等の維持及び管理に関する業務
- ウ 拠点施設を使用する法人又は事業を営む個人の誘致に関する業務
- エ 上記のほか、市長が管理上必要と認める業務

(2) 自主事業

- ア 指定管理者は、鶴川拠点施設の設置目的に合致し、かつ、管理業務の遂行を妨げない範囲において、利用者へのサービス向上や利用促進等につなげることを目的に、自主事業を実施することができるものとします。
- イ 指定管理者は、自主事業を自己の責任と費用負担により実施し、自己の収入とすることが出来るものとしますが、自主事業の内容や収支計画について、市に提案し承認を受けなければなりません。

(3) 留意事項

- ア 指定管理者が実施することとなる管理業務の詳細及びその基準については、管理業務仕様書を参照してください。
- イ 管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、市の承認を得た上で、専門の事業者へ委託することは可能です。
- ウ 事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、改善の勧告、指示等を行い、なお改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

5 指定の期間

指定管理者が鶴川拠点施設の管理を行う期間は、令和9年1月1日～令和11年12月31日までの3年間とします。なお、指定期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるとき、若しくは市の施設運営方針の変更等により指定を取り消すことがあります。

6 応募資格

(1) 応募者の資格

応募しようとするものは、次のア～クまでのいずれにも該当する法人及びその他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- ア 国東市内に住所を有する法人又は確実に市内で法人格を取得する見込みのある者。（市外の法人は、市内に別途法人を設置すること。）
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- ウ 国東市から指名停止措置を受けていない法人等であること。
- エ 市発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。
 - ① 契約書等に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。
 - ② 一括下請、下請代金支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

オ 以下の暴力団関係者排除対象者に該当しないこと。

指定管理者の指定を受けようとする法人等若しくはその代表者等（法人にあつては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者。以下同じ。）又は指定を受けた法人等若しくはその代表者等が、次の事項のいずれかに該当すると認められる場合

- ① 暴力団関係者である場合
- ② 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
- ③ 暴力団関係者を使用した場合
- ④ 暴力団関係者と密接な交際等を有している場合

カ 会社更生法、民事再生訴訟法等に基づく更正又は再生手続きを行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。

キ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

ク 市税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。

（２）応募の形態について

応募者の形態は、以下に示す形態のいずれかとします。

- ① 単独団体：１つの企業・団体（株式会社、任意団体等、組織の形態は問わない。）
- ② SPC：主として本施設の管理を目的として新たに設立する特別目的会社

応募時に設立していなくても応募はできますが、その場合は、その実現性を証明する資料を提出してください。

７ 経費

（１）管理業務に要する経費

市は、指定管理業務を実施するために必要な経費として、選定された指定管理者が応募時に事業計画書及び収支計画書に提示した額を上限として委託料の算定を行います。

委託料の額、各年度の支払い時期、支払い方法等については、市と指定管理者で協議を行い協定書で定めることとします。鶴川拠点施設の管理業務に係る委託料の上限額（以下「基準価格」という。）については、令和８年度のみ設定し、残りの指定管理期間の委託料については、実績を基に年度毎に協議をして決定するものとし、３年間分の委託料を確約するものではない。申請にあたっては、令和８年度の基準価格以内の委託料に基づいて事業計画及び収支計画を作成することとします。

（基準価格）令和８年度 ３，０００，０００円＋初期費用１，０００，０００円

〔１月～３月（３か月分）×１，０００，０００＝３，０００，０００円〕

なお、毎年度の基準価格は消費税及び地方消費税を含んだ額とします。

また、基準価格を超えた委託料の額に基づいた申請があった場合、失格とします。

（２）管理業務に要する委託料の精算

指定管理者が業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

(3) 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、団体自体とは別の口座で管理してください。また、指定管理者としての業務に係る経費とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

8 指定管理の公募の手続き

(1) 公募スケジュール

具体的な公募スケジュールは以下のとおりです。

◆スケジュール

令和8年 7月14日(火)	募集要項等の公表
令和8年 7月14日(火)	募集要項等の配布開始
令和8年 7月14日(火)～ 7月27日(月)	参加申込書(指定申請書)提出期間
令和8年 7月14日(火)～ 7月22日(水)	参加申込書に係る質問の受付期間
令和8年 7月23日(木)	参加申込書に関する質問の回答期限
令和8年 7月27日(月)	説明会(現地見学)参加申込期限
令和8年 7月28日(火)～ 7月29日(水)	資格審査及び結果通知書送付
令和8年 7月29日(水)～ 8月6日(木)	事業計画書(企画提案書)提出期間
令和8年 7月29日(水)～ 8月4日(火)	事業計画書等に係る質問の受付期間
令和8年 8月5日(水)	事業計画書等に関する質問の回答期限
令和8年 8月12日(水)	選定審議会開催(プレゼン審査)
令和8年 8月中旬(審議会終了後速やかに)	審議会審査結果通知

(2) 募集要項等配布及び事務局について

- ① 配布期間：令和8年 7月14日(火)～ 7月27日(月)
- ② 配布場所：国東市ホームページよりダウンロード若しくは、事務局で配布
- ③ 事務局：〒873-0503 国東市国東町鶴川149番地
国東市役所 観光・地域産業創造課
Tel：0978-72-5183 fax：0978-72-5182
E-Mail：sosei@city.kunisaki.lg.jp

(3) 参加申込及び手続き

ア 参加申込書(指定申請書)の提出

参加(申請)を希望する事業者は、申込に係る書類を揃えて、提出期間内に事務局へ持参または郵送により提出してください。

- ① 提出期間：令和8年 7月14日(火)～ 7月27日(月)
- ② 提出書類：下記のとおり
 - (i) 公の施設の指定管理者指定申請書(指定手続条例施行規則様式第1号)
 - (ii) 定款、寄付行為、規約又はこれに類する書類
 - (iii) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - (iv) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の法人等の業務内容を明らかにする書類

- (v) 申請の日の属する事業年度の前3年度分における貸借対照表、損益計算書又はその他の財務状況を明らかにする書類
- (vi) 直近1年度分の法人の納税証明書（市税、法人税、消費税及び地方消費税）
- (vii) 労働者災害補償保険加入を証明する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
- (viii) 誓約書（募集要項様式第1号）
- (ix) 申立書（募集要項様式第2号）※提出書類に該当がない場合のみ

② 提出部数

上記提出書類（i）～（ix）を一式として正本1部に代表印を押印し、副本1部（複写可能）の計2部を提出してください。

イ 参加申込（指定申請書）に関する質問書の受付

募集要項等に関する質問を「鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設指定管理者募集要項等に関する質問票（募集要項様式第3号）」により、以下のとおり受け付けます。

- ① 受付期間：令和8年 7月14日（火）～ 7月22日（水）
- ② 提出方法：事務局へE-mail 若しくは持参により提出すること。また質問票提出後に事務局へ着信の確認を行うこと。
- ③ 回答方法：回答期限までに国東市ホームページにて随時掲載を行う。ただし参加資格関係の質問については、各質問者に対して個別に回答を行う。

ウ 現地（施設）説明会

施設に関する現地視察及び説明会を公募期間内に希望する事業者を対象に行いますので、参加を希望する事業者は下記を参照の上、必要書類を事務局へ提出してください。本説明会では、施設に関する資料等を閲覧することができます。なお、施設に関する資料等については、説明会終了後も事業計画書（企画提案書）提出期日までの間（7月29日～8月6日）、事務局において閲覧することができます。閲覧は事務局の開庁時間（8：30～17：00）内とします。

- ① 説明会日時：希望事業者に事務局より連絡します。
- ② 場 所：国東市国東町鶴川1365番地1
- ③ 参加人数：各事業者2名以内とします。
- ④ 参加申込：参加希望の方は「鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書（募集要項様式第4号）」に必要事項を記入のうえ事務局へE-mail 又はFAXにて提出してください。
- ⑤ 提出期間：令和8年 7月14日（火）～ 7月27日（月）

(4) 参加資格審査及び通知

参加申込書（指定申請書）の提出書類に基づき参加資格審査を行います。審査後に各申請事業者へ参加資格審査結果通知書（募集要項様式第5号）により通知します。

(5) 事業計画書（企画提案書）の提出手続き

ア 事業計画書（企画提案書）の提出

資格審査結果通知後に、施設管理に関する事業計画書（募集要項様式第6号）及び収支計画書（募集要項様式第6号の2）を、提出期間内に事務局へ持参または郵送により提出してください。

- ① 提出期間：令和8年 7月29日（水）～ 8月 6日（木）

② 事業計画書：下記のとおり

(i) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書（募集要項様式第1号）

(ii) 鶴川拠点施設の管理運営に関する収支計画書（募集要項様式第1号の2）

③ 提出部数：上記提出書類（i）～（ii）を一式として正本1部、副本8部の計9部を提出してください。

イ 事業計画書（企画提案）に関する質問書の受付

事業計画及び業務仕様書に関する質問を「鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設指定管理者募集要項等に関する質問票（募集要項様式第3号）」により、以下のとおり受け付けます。

① 受付期間：令和8年 7月29日（水）～ 8月 4日（火）

② 提出方法：事務局へ E-mail 若しくは持参により提出すること。また質問票提出後に事務局へ着信の確認を行うこと。

③ 回答方法：回答期限までに国東市ホームページにて随時掲載を行う。

(6) 申請にあたっての留意事項

(i) 1応募につき1申請とし、複数の申請をした場合は失格とします。

(ii) 提出期限までに申請書等の提出がない場合には、申請がなかったものとして取り扱うこととします。

(iii) 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合若しくは、指定管理候補者選定審議会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(iv) 法人等の解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（様式第7号）を提出してください。

(v) 提出された申請書及び事業計画書については、内容を変更することはできません。（軽微な修正等は除く）

(vi) 申請書等に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とします。

(vii) 事業計画書等の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理候補者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。なお、申請書等は理由の如何に関わらず返却しません。

(viii) 提出された書類、選定経過、審査結果等については、国東市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるとともに、原則として指定管理候補者の決定後、申請者名、選定結果を公表するものとします（非公開情報：個人に関する情報や申請者の正当な利益を害する恐れがある情報等を除く。）。

(ix) 申請に関して必要となる費用は、すべて申請者の負担とします。

(x) 本事業の提案応募のために説明会等定められた機会を除き、市から便宜を図ることはできません。応募者は、市が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで提案を行ってください。

(xi) 本事業提案で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用をすることはできません

9 指定管理者の候補の選定

(1) 選定方法

学識経験者等の委員で構成する指定管理候補者選定審議会（以下「選定審議会」という。）を設置し、各委員が次の審査基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定し、この結果により最終的に市で指定管理候補者を決定します。

（２）審査基準

指定手続条例第４条第１項各号のいずれにも該当するもののうちから次の審査項目について審査を行います。

- ① 利用者の平等な利用の確保
- ② 施設の効用の最大限の発揮
- ③ 経費の縮減
- ④ 管理を安定して行う人的・財政的基礎
- ⑤ 利用者の安全の確保

（３）審査

ア 選定委員会は、申請者による提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行います。

イ プレゼンテーションの日時、場所等については、後日該当する申請者に対して書面で通知します。

ウ プレゼンテーションの出席者は２名以内とし、事業計画書中の組織体制表に基づくマネージャー（統括担当者）については、必ずご出席ください。ただし、出席者は原則として代表者及びその社員（任意団体にあっては構成員）に限り、Ｗｅｂでの出席は認めない。プレゼンテーションの時間は３０分以内とし、その後審査委員会からの質問時間を設けています。

（４）審査結果の通知及び公表

プレゼンテーション後、選定審議会では申請者の最終評価を行い、指定管理者として最もふさわしい指定管理候補者を選定します。選定の結果は、申請者全員に書面で通知するとともに国東市ホームページにて公表します。

１０ 指定管理者の指定及び協定の締結

（１）指定管理者の指定

指定管理者の指定には、国東市議会の議決が必要です。原則として選定された指定管理候補者を令和８年第４回国東市議会定例会に上程し、議決を経たのち、指定管理者として指定する予定です。なお、指定については、指定の相手方に書面で通知するとともに、指定手続条例施行規則第３条の規定に基づいて告示を行います。

（２）協定書の締結

国東市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、協定を締結します。なお、協定の主な内容は、管理業務仕様書を参照してください。

（３）留意事項

ア 指定の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても、指定しないことがあります。

イ 指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 資金事情の悪化等により、事業の履行に支障があると認められるとき。
- ③ 指定管理者の指定後に著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

1 1 事業実施状況の監視等

(1) モニタリング

市は、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握し、必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行います。モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、市は改善措置を講じる等の指導を行います。さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

ア 定期モニタリング

毎月、業務報告書を提出していただき、市は当該報告に基づき状況確認を行います。

イ 随時モニタリング

必要に応じ、随時状況確認等を行います。

(2) 利用者アンケートの実施

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、市に報告していただきます。

(3) 帳簿類等の提出要求

監査等に必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出する必要があります。

1 2 その他

(1) 指定管理者の責任履行に関する事項

ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければなりません。

イ 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。

ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当自者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときは、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものと

します。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ウ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、他の（選定時に決めていた場合は、「第２順位、第３順位の」）法人等と、指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

エ その他

前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

（３）協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

（４）リスク分担に対する方針

協定締結に当たり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについての方針を示したものです。

（リスク分担表）

種 類	内 容	負担者	
		市	指定 管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
市民及び施設利用者への対応	地域との協調及び施設管理業務等の内容に対する市民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
税制変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
行政的理由による事業変更	行政的理由から、管理業務の継続に支障が生じた場合等、業務内容の変更を余儀なくされた場合の増加経費負担	○	
災害時対応	指示等	○	
	待機体制の確保、被害調査、報告、応急措置		○
災害、事故火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任	不可抗力によるもの	○	
	指定管理者の責に帰する場合		○
災害復旧	復旧工事	○	
施設・設備	経年劣化によるもの（極めて小規模なもの）		○

備品等の 維持管理	同 上 (上記以外)	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定 できないもの (極めて小規模なもの)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定 できないもの (上記以外)	○	
備品の購入 ・改修	大規模なもの	○	
	軽微なもの		○
施設に対す る各種保険 加入	事案により異なる	○	○
利用者に係 る賠償責任 保険の加入			○
施設等の 使用許可	(行為許可・設置許可・管理許可・行政財産の目的 外使用を除く。)		○
資料等の損 傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定でき ないもの(極めて小規模なもの)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定でき ないもの(上記以外)	○	
第三者への 賠償	管理者として注意義務を怠ったことにより損害を 与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリテ ィ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時 の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途 に業務廃止した場合における事業者の撤収費用		○

※ 疑義のある場合や、定めのない事項については、指定管理者と市が協議の上定めることとします。

1 3 添付資料・様式

- ① 公の施設の指定管理者指定申請書 (指定手続条例施行規則に定める様式第 1 号)
- ② 誓約書 (募集要項様式第 1 号)
- ③ 申立書 (募集要項様式第 2 号)
- ④ 鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設指定管理者募集要項等に関する質問表 (募集要項様式第 3 号)
- ⑤ 募集要項等に関する説明会参加申込書 (募集要項様式第 4 号)

- ⑥ 資格審査決定通知書（募集要項様式第 5 号）
- ⑦ 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書（募集要項様式第 6 号）
- ⑧ 鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設の管理運営に関する収支計画書（募集要項様式第 6 号の 2）
- ⑨ 応募辞退届（様式第 7 号）
- ⑩ 鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設管理業務仕様書（別添）

1 4 問い合わせ

〒873-0503

国東市国東町鶴川 1 4 9 番地

国東市 観光・地域産業創造課

電話 : 0978-72-5183

Fax : 0978-72-5182

E-Mail : sosei@city.kunisaki.lg.jp